

令和5年度
障害福祉サービス事業者等集団指導
(指定・指導監査関係)

令和5年9月26日

姫路市役所 監査指導課

目次

1. 兵庫県下行政処分実績について	P. 3
2. 姫路市が実施する指導とその実績	P. 5
3. 姫路市実地指導における実績	P. 8
4. 実地指導における主な指摘事項	P.22
5. 加算の算定要件について	P.27
6. 身体拘束廃止未実施減算について	P.29
7. 感染症対策、業務継続の取組みについて	P.31
8. サービス管理責任者等の制度変更について	P.33
9. 障害児通所支援事業所における加算について	P.38
10. 生活介護事業所における医師配置について	P.41
11. 共同生活援助の運営について	P.43
12. 事務連絡	P.44

1. 兵庫県下行政処分実績について

(1) 障害福祉サービス事業

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	指定取消	明石市	・不正請求 ・虐待行為 ・事実の隠蔽等の悪質な行為	・サービス提供時間の重複等があったにもかかわらず、不正に介護給付費等を請求した。 ・法人代表自らが利用者へ虐待及び不適切な行為を行っていた。 ・過去のサービス提供書類等について、市の点検前に改ざん等を意図し、法人代表自ら他市事業所に運び出しをしていた。
生活介護 就労継続支援B型	指定取消	神戸市	・不正請求	サービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていた。
共同生活援助	一部効力の停止	神戸市	・不正請求	サービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていた。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

1. 近年の兵庫県下行政処分実績について

(2) 障害児通所支援事業

サービス種別	処分内容	処分行政庁	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等デイサービス	指定取消	兵庫県	・虚偽申請	不正の手段（虚偽）による指定申請を行い、申請時から現在に至るまで常勤専従要件等を満たしておらず、今後も改善が見込めないため。
児童発達支援放課後等デイサービス	指定取消	尼崎市	・虚偽申請 ・不正請求 ・虚偽答弁	・新規指定申請時に常勤で配置する予定としていた児童指導員又は保育士と、非常勤で配置する予定としていた嘱託医について、配置できる見込みがないことを認識していたにもかかわらず、配置するものとして、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者としての指定を受け、事業を開始した。 ・加配職員が配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に算定し、受領した。 ・基準上、配置が必要である嘱託医について、指定時以降の期間において、一度も出勤したことがないにもかかわらず、監査における嘱託医の勤務状況に関する質問に対し、具体的日時や支援内容を回答し、虚偽の答弁を行った。

※処分理由の詳細等は各処分行政庁のホームページ等を参照してください。

2. 姫路市が実施する指導とその実績

(1) 集団指導と実地指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
	ホームページ	〔障害福祉サービス事業〕〔障害児通所支援事業〕集団指導について URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html
実地指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導、②報酬請求指導の観点から関係法令及び指定基準、報酬基準等に照らし、適正運営がなされているかを確認し、適切でない場合は指導する。
	ホームページ	〔障害福祉サービス事業〕〔障害児通所支援事業〕実地指導について  更新有。要チェック URL https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008533.html

2. 姫路市が実施する指導とその実績

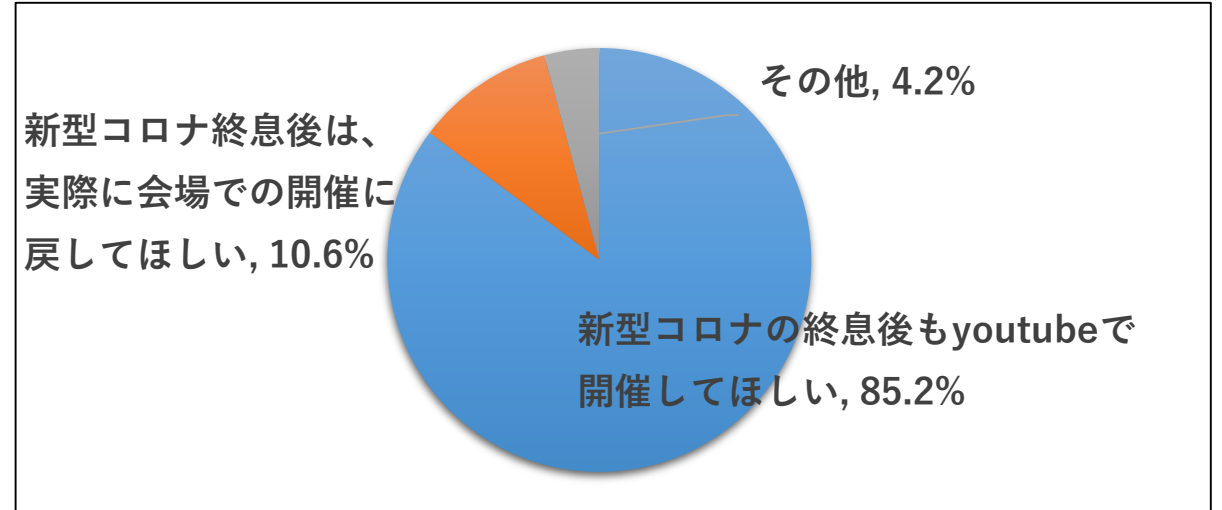
(2) 令和5年集団指導等の実績①

令和5年集団指導の実績（障害福祉課主催事業者説明会にて実施）	
実施時期	令和5年3月29日（水）から令和5年4月28日（金）
対象	姫路市の指定を受けている全事業所、姫路市と隣接市町で姫路市の支給決定障害児者にサービスを提供する事業所
受講方法	ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式（YouTube 動画とPDF ファイル）

令和5年度以降集団指導の方向性

実施時期	目的
令和6年3月 （事業者説明会）	制度改正、事業所運営指導等
随時	事業所運営指導

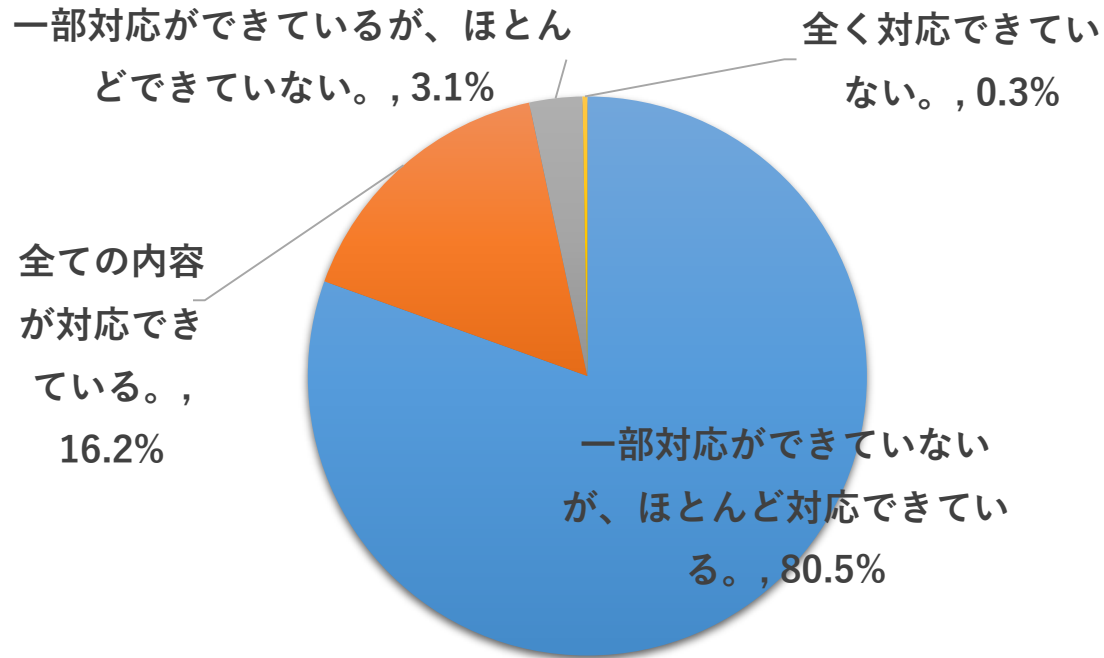
受講報告 youtubeでの集団指導の開催について



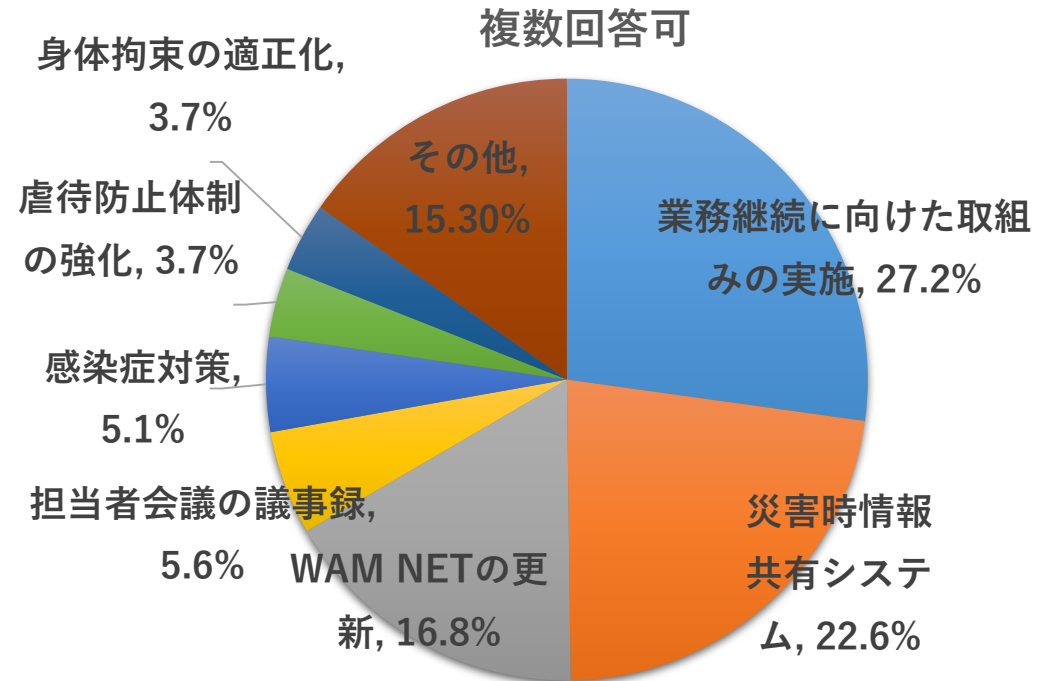
2. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和5年集団指導等の実績②

事業者説明会内容に関する事業所の対応状況



事業者説明会内容における事業所未対応項目



令和5年度末までに対応が義務化されている「業務継続」をはじめ、「災害時情報共有システム」や「WAMNETの更新」に関しては未対応の事業所が多く見受けられました。

3. 姫路市実地指導における実績

(1) 令和5年度及び過去の実地指導の実績

令和5年度			令和4年度		
実地指導 件数	指摘数	過誤調整	実地指導 件数	指摘数	過誤調整
23	96 (4.1)	25 【26.0%】	71	291 (4.1)	40 【13.7%】

サービス単位での集計

() 内は、概算による実地指導1件あたりの平均指摘数

【 】内は、指摘数に占める過誤調整の割合

※ 令和5年度の件数は令和5年5月から令和5年7月までの実績

※ 令和4年度の件数は令和4年6月から令和5年3月までの実績

※ 指摘数とは改善報告を求めた指摘（文書指摘）数

令和5年度においては、指摘数に占める過誤調整による給付費の返還を求める事例の割合は増加しています。

3. 姫路市実地指導における実績

(2) 令和5年度実地指導の実施状況について

サービス種別		実施事業数	
		5年度	4年度
障害福祉サービス事業	居宅介護	0	2
	重度訪問介護	0	2
	行動援護	0	2
	重度障害者等包括支援	0	0
	同行援護	1	1
	療養介護	0	1
	生活介護	0	12
	短期入所	0	5
	共同生活援助	0	5
	宿泊型自立訓練	1	0
	自立生活援助	0	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	1	1
	就労移行支援	1	5
	就労継続支援 A 型	3	5
	就労継続支援 B 型	1	19
	就労定着支援	1	1

サービス種別		実施事業数	
		5年度	4年度
支援施設 障害者	施設入所	0	2
	生活介護	0	2
	就労継続支援B型	0	0
相談支援事業	計画相談支援	2	3
	地域移行支援	1	1
	地域定着支援	1	1
	障害児相談支援	0	1
障害児通所 支援事業	児童発達支援	4	8
	医療型児童発達支援	0	0
	放課後等デイサービス	10	13
	居宅訪問型児童発達支援	0	2
	保育所等訪問支援	2	2
地域生活支援事業		3	3
合計		32	99

令和5年度に関しては、令和5年7月末時点の実績

3. 姫路市実地指導における実績

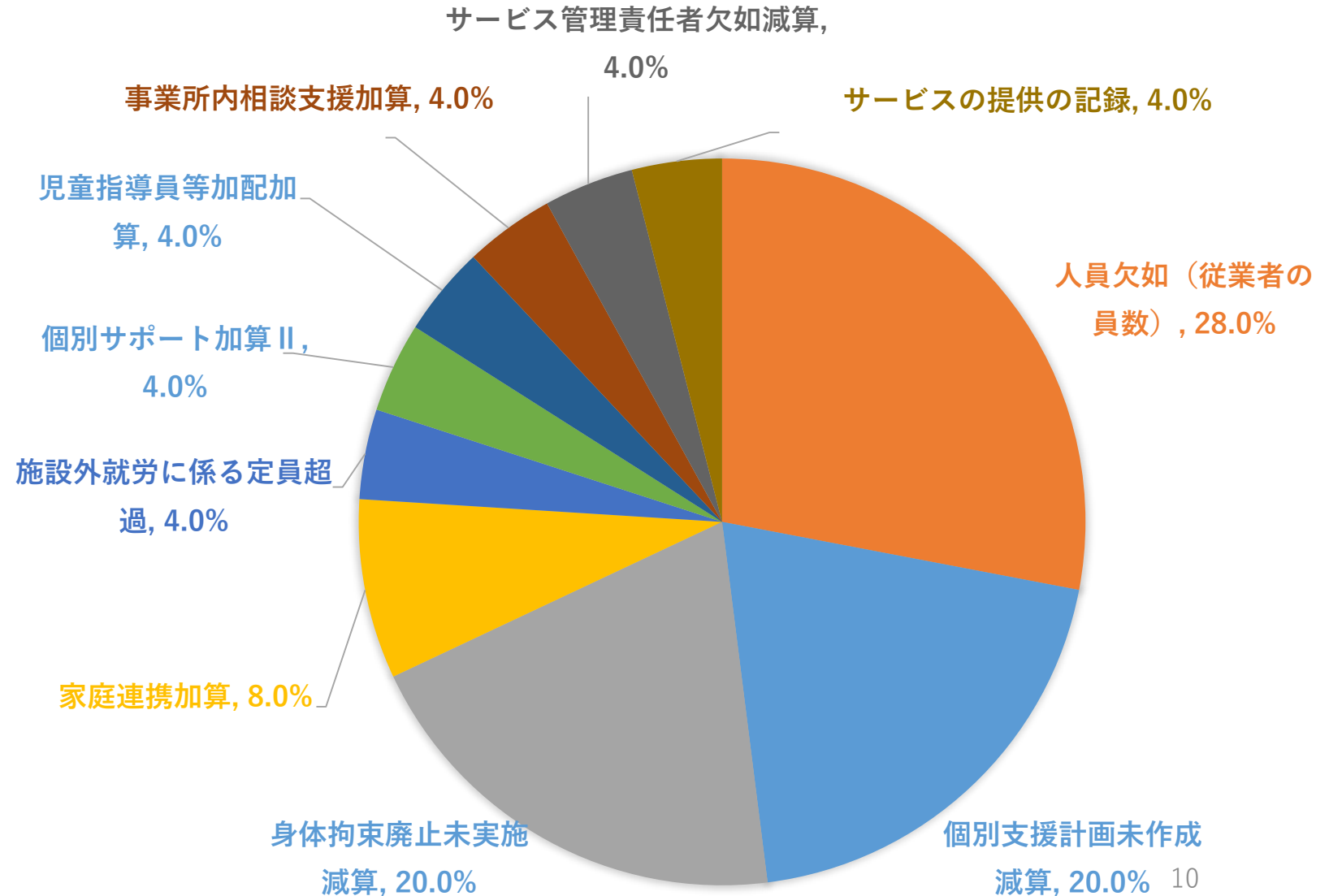
(3) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 概要

令和5年度実地指導における過誤調整事例の割合

・令和5年5月下旬から7月末までの実地指導において過誤調整が発生した事例や過誤調整の恐れがあると判断し、事業所に対して自己点検を依頼し、該当する場合に返還を求めた事例の件数ごとの割合を表示しています。

・全サービスに共通する人員欠如、個別支援計画未作成減算が約半数を占めています。

・次いで身体拘束廃止未実施減算において誤った運営も多く見受けられ、各種加算の算定要件を満たさない状況も確認できました。



3. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細①

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
人員欠如（従業員の員数）	単位ごとに必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	児童発達支援、放課後等デイサービス
	児童指導員が出勤していない日において、児童指導員又は保育士の資格を有さない従業者を配置しており、必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	
	保管する資格証で児童指導員としての資格要件に合致しているかを確認できない者がいた。	
	児童指導員又は保育士をサービス提供時間を通じて、2名以上配置すべきであったが、1名しか配置されていない日または時間帯があった。	
	定員を超過して利用者を受け入れた日において、必要な数の児童指導員又は保育士を配置できていなかった。	
	従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上配置できておらず、就労継続支援B型サービス費（I）の要件を満たしていなかった。	就労継続支援B型

3. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細②

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	初回の個別支援計画作成前にサービス提供をしているものがあった。	就労継続支援B型、放課後等デイサービス
	個別支援計画について、見直し期間が6か月を経過しているものがあった。	
	サービス管理責任者以外の者が作成した個別支援計画が散見された。	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための指針を作成していなかった。	就労継続支援A型、放課後等デイサービス、自立訓練（生活訓練）
	身体拘束等の適正化のための研修を実施していなかった。	
	身体拘束適正化検討委員会を設置、開催していなかった。	

3. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細③

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
家庭連携加算	家庭連携加算について、居宅を訪問しておらず、面談時の記録も作成されていなかった。	放課後等デイサービス
個別サポート加算Ⅱ	算定要件を満たさない者を誤って請求していた。	放課後等デイサービス
児童指導員等加配加算	保育士1名を加配して児童指導員等加配加算を専門職員の区分で算定しているが、保育士が基準人員にあたる日があるため、加配の常勤換算数が不足していた。	放課後等デイサービス
事業所内相談支援加算	個別支援計画作成後のモニタリングに対して、事業所内相談支援加算を算定していた。また、事業所内相談支援加算について、個別支援計画に記載がなかった。	放課後等デイサービス

3. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和5年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細④

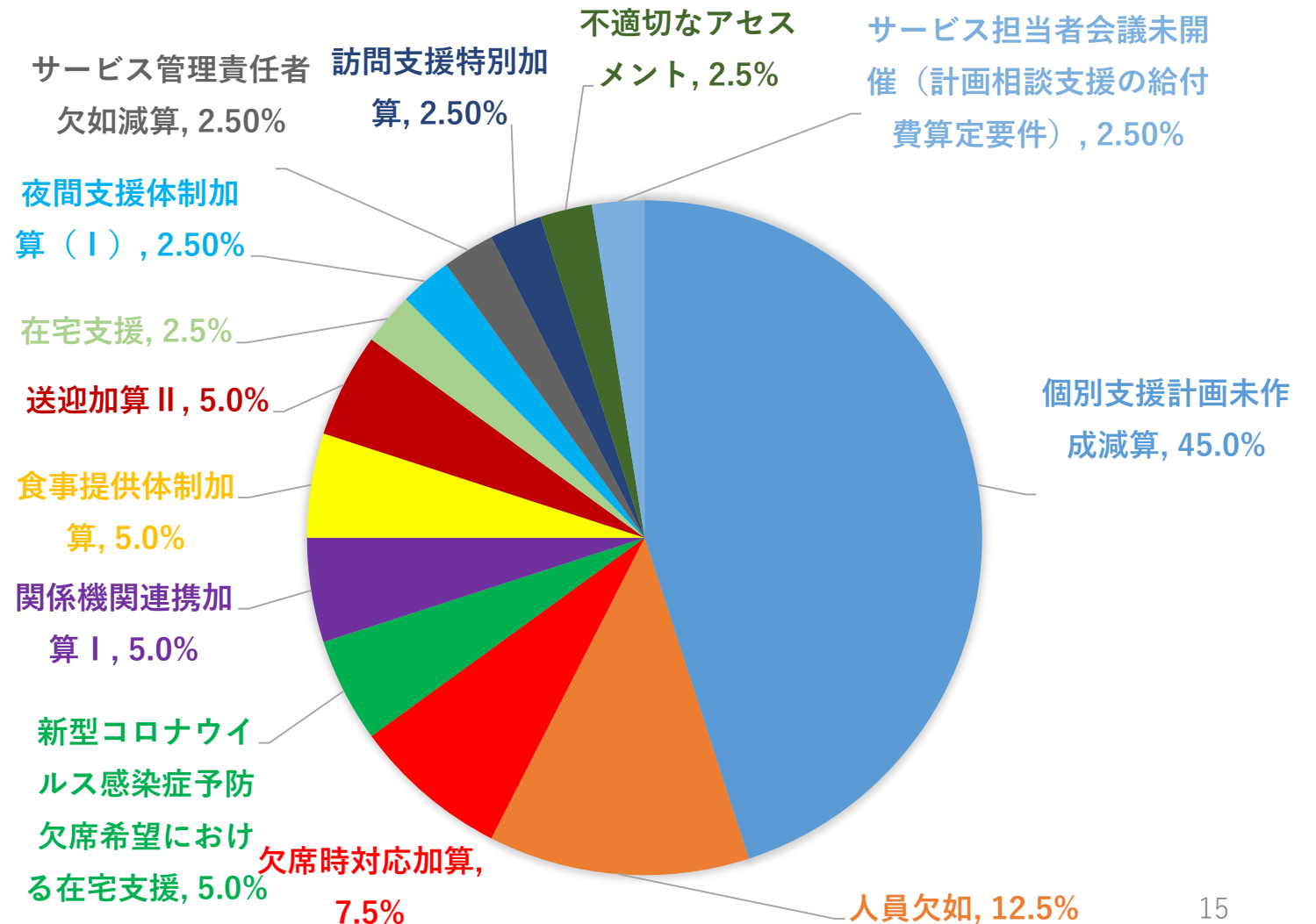
過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
サービス管理責任者欠如減算	前サービス管理責任者が退職し、現サービス管理責任者が配置されるまでの間、サービス管理責任者を配置しておらず、サービス管理責任者が不在となった旨の届出を提出していなかった。	就労継続支援B型
サービスの提供の記録	サービスの提供の記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあつた。	就労継続支援B型
施設外就労に係る定員超過	事業所の利用定員を超える人数について施設外就労を行っていた。	就労継続支援A型

3. 姫路市実地指導における実績

(5) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 概要

令和4年度実地指導における過誤調整事例の割合

- ・令和4年6月下旬から令和5年2月末までの実地指導において過誤調整が発生した事例や過誤調整の恐れがあると判断し、事業所に対して自己点検を依頼し、該当する場合に返還を求めた事例の件数ごとの割合を表示しています。
- ・個別支援計画未作成減算が約半数を占めています。
- ・次いで人員欠如において誤った運営も多く見受けられ、各種加算の算定要件を満たさない状況も確認できました。



3. 姫路市実地指導における実績

(6) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細①

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	個別支援計画は6月に1回以上見直しを行うべきところ、前回の個別支援計画の見直し後の同意日から6月以上経過後に利用者から同意を得ていた。	就労継続支援A、B型、生活介護、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	利用者の同意を得ていないものがあった。	
人員欠如（従業者の員数）	常勤要件のある職員の勤務実績において、常勤として定める時間よりも短い時間で勤務しており、常勤要件を満たさない状況であった。	就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助
	就業規則、勤務実態、運営規程及び重要事項説明書から、一週間に常勤職員の勤務すべき時間数は40時間であるところ、勤務形態一覧表では異なる時間で管理していた。	
	常勤要件を満たす職業指導員又は生活支援員を配置していなかった。 <u>NEW</u>	
	拳証資料である出勤簿、勤務形態一覧表において、相互の整合性が取れず、従業者及び員数について、人員基準上の必要数を確保しているか確認ができなかった。 <u>NEW</u>	

3. 姫路市実地指導における実績

(6) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細②

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
欠席時対応加算	利用を予定していた日の3日以上前に連絡があった場合や入院中に算定していた。	就労継続支援A型、放課後等デイサービス
	欠席の連絡の記録がないもので加算を算定しているものがあつた。	
新型コロナウイルス感染症予防欠席希望における在宅支援	居宅への訪問、音声通話等、可能な範囲での支援の提供を行った場合に算定できるが、プリント等を配布するのみで電話等での代替支援をしていないものがあつた。	児童発達支援
	事前に市に届出をしていない利用者に対して在宅支援を行ったとして報酬算定していた。	

3. 姫路市実地指導における実績

(6) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細③

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
関係機関連携加算Ⅰ	児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定できるが、電話による日常の連絡調整のみで算定していた。	児童発達支援
食事提供体制加算	サービス提供記録に記録がないにもかかわらず、算定していた。	就労継続支援B型
	対象利用者の食事代軽減額が、食事提供体制加算の報酬算定額以下であった。	
送迎加算Ⅱ	送迎加算Ⅱについて、1回の送迎につき10人以上の利用者が利用又は、週3回以上の送迎を実施した場合に算定できるが、どちらにも該当しないにも関わらず、算定していた。	就労継続支援B型 就労移行支援

3. 姫路市実地指導における実績

(6) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細④

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
在宅支援 <u>NEW</u>	市が在宅でのサービスを認めていない利用者に対して在宅支援を行い、報酬を算定していた。	就労継続支援B型
夜間支援体制加算（I） <u>NEW</u>	夜間支援体制加算（I）について、夜勤を行う夜間支援従事者を適切に配置していなかった	共同生活援助
サービス管理責任者欠如減算 <u>NEW</u>	前サービス管理責任者が退職し、現サービス管理責任者が配置されるまでの間、サービス管理責任者を配置していなかった。	就労移行支援
訪問支援特別加算 <u>NEW</u>	訪問支援特別加算について、概ね3か月以上継続的に利用していない者に対して、算定していた。	就労継続支援B型

3. 姫路市実地指導における実績

(6) 令和4年度の過誤調整・減額請求指導事例 詳細⑤

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
不適切なアセスメントNEW	サービス等利用計画の作成に当たって、利用者の居宅等を訪問することなくアセスメントを実施し、サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費を請求しているものがあつた。また、利用者の居宅等を訪問した記録がなかった。	計画相談支援
	モニタリングに当たって、利用者の居宅等を訪問することなくアセスメントを実施し、継続サービス利用支援費及び継続障害児支援利用援助費を請求しているものがあつた。また、利用者等に面接した結果の記録がなかった。	
サービス担当者会議未開催 (計画相談支援の給付費算 定要件) NEW	支給決定後、サービス担当者会議を開催せずに、サービス等利用計画を作成し、サービス利用支援費及び障害児支援利用援助費を請求していた。	計画相談支援

3. 姫路市実地指導における実績

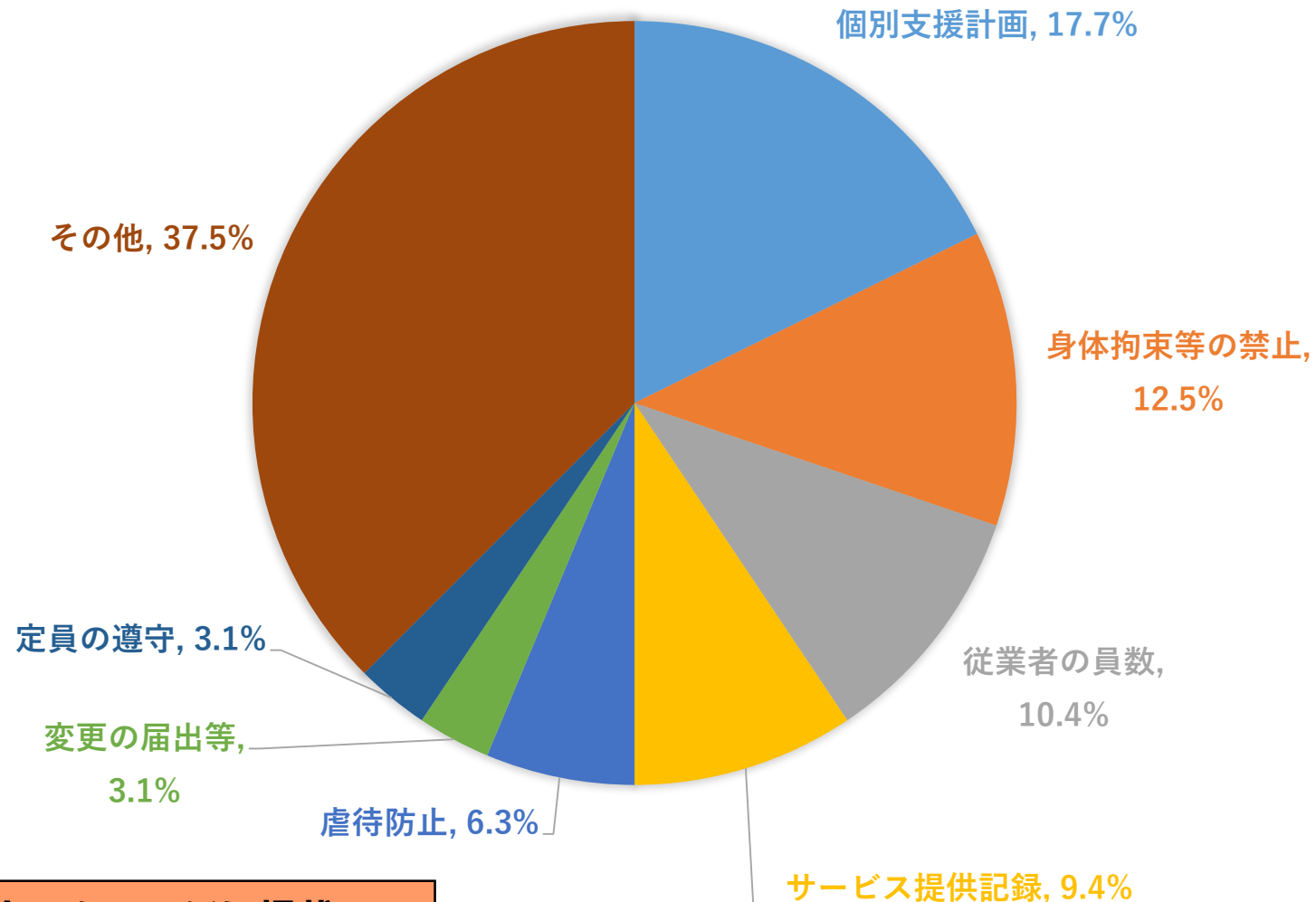
(7) 令和5年度実地指導指摘事項の構成比率

実地指導における文書指摘事項の割合

・令和5年5月下旬から7月末までの実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、多くのサービスに共通する内容を抜粋しております。

・個別支援計画、身体拘束等の禁止、従業者の員数、サービス提供記録、虐待防止において誤った運営が多く見られます。

・昨年度から比較し、従業者の員数（人員基準に関する内容）への指摘が増加しているほか、昨年度同様、個別支援計画等の利用者へのサービス提供の一連の流れや身体拘束の適正化や虐待防止において誤った運営が多く見られました。



令和4年度実地指導指摘事項については姫路市ホームページに掲載
URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

4. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容①

①個別支援計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画について、利用者に対する説明は行っていたが、交付していなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係るケース会議録が作成されていなかった。
- ・ 個別支援計画作成に係るケース会議録が保管されていないものがあった。
- ・ 個別支援計画の担当学会議議事録に、議事録を作成した児童発達支援管理責任者以外の者を個別支援計画案作成者として記載していた。
- ・ 個別支援計画作成に当たって、アセスメントの記録がないものがあった。
- ・ 個別支援計画の実施状況を把握するモニタリング前に、ケース会議を開催していた。
- ・ 個別支援計画に「食事提供あり」とのみ記載されており、食事提供体制加算の適用有無について、記載がされていなかった。

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（個別支援計画について）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

4. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容②

②身体拘束等の禁止 ※スライドP12の身体拘束廃止未実施減算も要確認

- ・ 委員会の内容について周知した記録を作成していなかった。
- ・ 身体拘束適正化検討委員会について、法人の役員会が兼ねることが明記されていなかった。
- ・ 身体拘束適正化研修を虐待防止研修と兼ねて開催していたが、身体拘束適正化研修である旨の記載がなかった。
- ・ 身体拘束を行う者の個別支援計画について、身体拘束に関する記載がされていなかった。

③従業者の員数 ※スライドP11の人員欠如（従業者の員数）も要確認

- ・ 基準人員にあたる日がある従業者の職種を障害福祉サービス経験者と記載していた。
(障害児通所)

4. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容③

④サービス提供記録

- ・ サービス提供の記録について、利用者の確認を受けていなかった。
- ・ サービス提供の記録について、利用者の確認の署名や押印がなかった。
- ・ サービス提供記録が作成されていなかった。
- ・ サービスの提供の記録について、提供したサービスの具体的な内容がないものがあった。
- ・ サービスの提供の記録がないにも関わらず、報酬算定されているものがあった。

⑤虐待防止

- ・ 虐待防止委員会を設置していなかった。
- ・ 虐待防止委員会を開催していない。
- ・ 委員会の内容について周知した記録を作成していなかった。
- ・ 虐待防止委員会の開催や研修を実施したことの記録を作成していなかった。

4. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容④

⑥変更の届出等

- ・ 協力医療機関を変更していたが、変更届の提出を怠っていた。
- ・ 運営規程を変更していたが、変更届の提出を怠っていた。

⑦定員の遵守

- ・ 定員を超えて利用者を受け入れている日があった。

⑧勤務体制の確保

- ・ 従業者の1時間程度の早退を有給休暇として扱っていなかった。そのため、勤務実績において、全ての常勤職員が早退したことにより、常勤の要件を満たす職員がいなかった。

⑨秘密保持等

- ・ 個人情報の利用に係る同意書について、障害福祉サービス事業者等への個人情報の提供に係る利用者（保護者）の同意を得ていなかった。

4. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容⑤

⑩非常災害対策

- ・避難訓練について、訓練が実施されておらず、実施状況がわかる記録等もなかった。

⑪内容及び手続の説明及び同意

- ・日常生活に要する費用を徴収しているにもかかわらず、重要事項説明書に記載がなかった。

⑫運営規程

- ・運営規程において、身体拘束の禁止について定めていなかった。また、身体拘束等の適正化のための委員会を虐待防止委員会と一体的に設置・運営しているにもかかわらず、運営規程にその旨が記載されていなかった。

⑬苦情解決

- ・苦情解決のための措置について、対応マニュアルが整備されていない等、必要な措置が講じられていなかった。

5. 加算の算定要件について

(1) 加算要件のパターン分け

給付費の各種加算は大まかに下記のとおり区分されます。実地指導において加算の要件の理解ができていない事例が散見されています。加算の請求をする際には、その加算はどのパターンの加算なのかを確認し、要件を満たしているかどうかを確認した後に請求してください。

区分		パターン①	パターン②	パターン③
特徴		あらかじめ加算に該当する体制を整えていることを届け出ることによって請求できる加算	あらかじめ個別支援計画に支援内容等が記載され、その内容等を支援したことをサービス提供の記録等に記載することで請求できる加算	利用者等に行った支援等をサービス提供の記録等に記載することで請求できる加算
代表的な加算	障害者	居宅系：特定事業所加算 通所系：福祉専門職員配置等加算	居宅系：なし 通所系：訪問支援特別加算	居宅系：緊急時対応加算 通所系：欠席時対応加算
	障害児	児童指導員等加配加算	家庭連携加算	送迎加算（重症心身障害除く）

5. 加算の算定要件について

(2) 個別支援計画記載対象一覧

個別支援計画に位置付ける必要のある加算については実地指導等にて正しく運用されていない事例が多く見受けられます。対象となる加算や支援内容に対する記載内容の要旨を示した資料を作成しましたので未対応の事業所は早期に体制を整備してください。

注意事項

別添資料で提示した内容は要旨となります。資料の記載のとおりに単に記載するだけでなく、要旨を参考に利用者個別の課題に沿った支援内容を具体的に記載してください。

記載例抜粋（その他の内容に関しては下記ホームページの資料を確認）

加算・支援内容	個別支援計画記載例 (短期目標)	個別支援計画記載例 (具体的支援内容)	対象サービス
夜間支援体制加算Ⅰ	夜間の支援を行います。	夜勤者が夜間の見守り、トイレ誘導を行います。	宿泊型自立訓練 共同生活援助

詳しくは姫路市ホームページ「【暫定版】個別支援計画への位置付けが必要な加算等一覧」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

6. 身体拘束廃止未実施減算について

減算該当要件について①

令和4年度より義務化された身体拘束等の適正化に係る取組みについて、令和5年4月1日以降は義務化された内容への対応が不十分である場合に、身体拘束廃止未実施減算が適用されることとなっております。

令和5年度実地指導において複数の事業所に対し、当該減算を適用する事態となっております。減算が適用される要件と、適用となった場合の対応について、ご説明します。

身体拘束廃止未実施減算要件

①～④のいずれかに当てはまる場合は減算とする。

①身体拘束等に係る記録が行われていない場合

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合

③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合

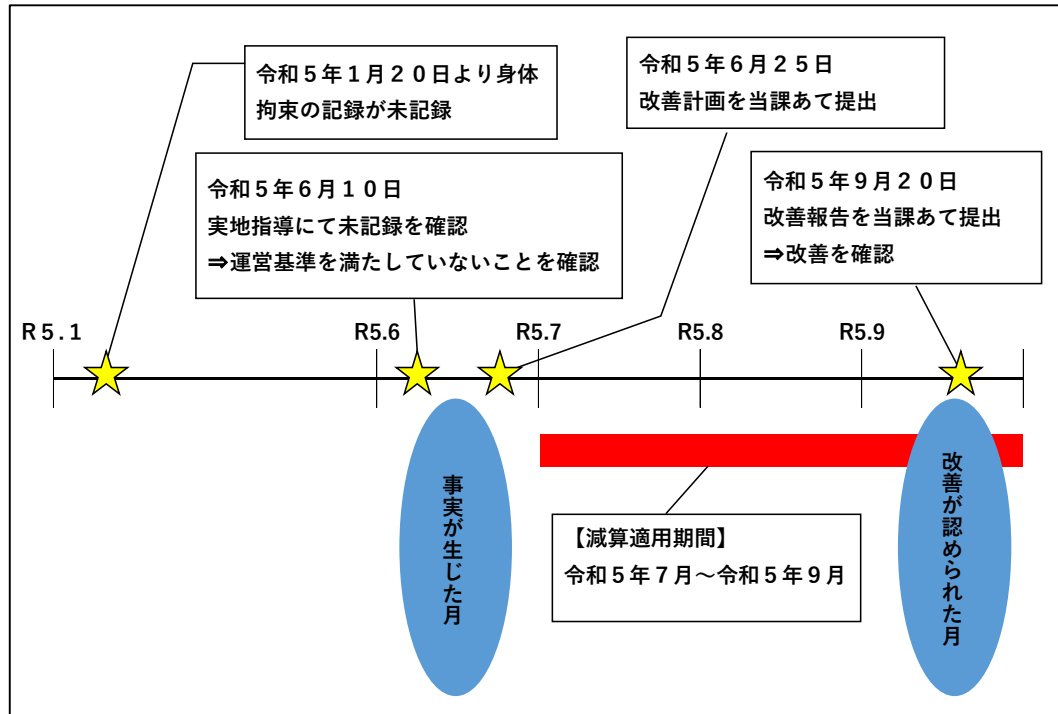
※②、④に関しては1年度に1回以上ではなく、1年に1回以上となります。**開催期間が1年以上開いている場合は減算対象となり得ます。**

身体拘束を行う必要のある利用者がいなくても、②～④の要件を満たしていない場合は、減算対象となります。（居宅系サービスも対象）

6. 身体拘束廃止未実施減算について 減算該当要件について②

当該減算については、前述の①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者（姫路市）に提出した後、事実発生月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者（姫路市）に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

減算適用の考え方



改善計画等の様式

- ・ 身体拘束廃止未実施に係る改善計画
- ・ 身体拘束廃止未実施に係る改善報告

様式掲載ホームページURL

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008533.html>

7. 感染症対策、業務継続の取組みについて

(1) 感染症対策の強化に係る取組みの義務化

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、①**感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底**、②**指針の整備**、③**定期的な研修・訓練の実施**が義務付けられました。3年間の経過措置（令和6年3月31日まで）の後、**令和6年4月1日**から義務化されます。

① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（**感染対策委員会**）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- **感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化**されます。

② 指針の整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための**指針の整備**が義務化されます。
- 指針には、**平常時の対策**と、**発生時の対応**を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」も踏まえて検討してください。

③ 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練の定期的な実施**が義務化されます。
- **研修**は、厚生労働省資料「[障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル](#)」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えありません。
- **訓練**は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施してください。

詳しくは姫路市ホームページ掲載資料「令和3年度報酬改定で義務化されたものについて（注意喚起）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

義務化に伴い、必要とされる取組みは主に①～③の3つです。左記URLの資料によりそれぞれの取組みについて、具体的に説明しております。



【②③の参考】（厚生労働省）感染対策マニュアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

7. 感染症対策、業務継続の取組みについて

(2) 業務継続に係る取組みの義務化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして、①サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定、②定期的な研修及び訓練の実施、③定期的な業務継続計画の見直しが義務付けられました。（他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない）。3年間の経過措置（令和6年3月31日まで）の後、**令和6年4月1日から義務化されます。**

① 業務継続計画の策定の義務化

- **業務継続計画**とは、感染症や災害が発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。

- 業務継続計画には、以下の項目等の記載が必要です。

- ・**感染症**に係る業務継続計画
 - ▶ 平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立
- ・**災害**に係る業務継続計画
 - ▶ 平常時及び緊急時の対応、他施設及び地域との連携

各項目の記載内容については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)」及び「[障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)」を参照してください。

② 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業員に対して**業務継続計画について周知**するとともに、**必要な研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上※)**が義務化されます。
- **研修の実施内容**についても記録してください。
- 訓練(シミュレーション)は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

※障害者支援施設及び障害児入所施設は、「**年2回以上**」の実施

※感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延防止の研修と一体的な実施も可能

③ 業務継続計画の定期的な見直し

- 業務継続計画は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて変更してください。

【①②の参考】

- 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

- 業務継続計画作成支援に関する研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

詳しくは姫路市ホームページ掲載資料「令和3年度報酬改定で義務化されたものについて（注意喚起）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

8. サービス管理責任者等の制度変更について

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修体系見直し

現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

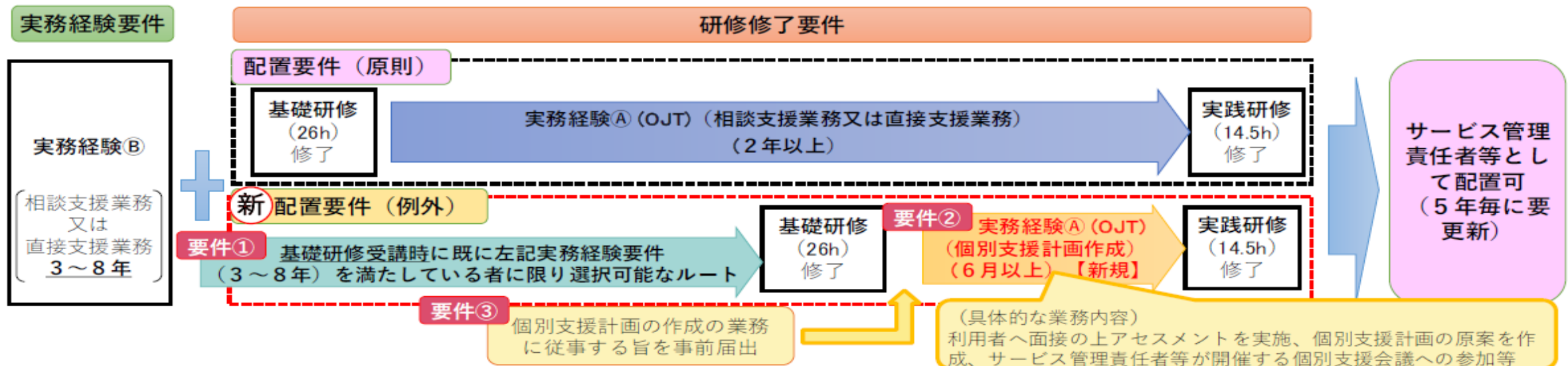
②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。

・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いてる事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。



8. サービス管理責任者等の制度変更について

(2) 実践研修申し込みに関わる指定権者への届出について

前述の要件③に関して、**兵庫県主催の実践研修の申し込み**は「兵庫県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書様式19及び19-1」の提出が必要となります。他県主催の研修については別様式を求められる可能性がありますので開催先までお問い合わせください。

届出提出から受講までのイメージ

	事業所	兵庫県障害福祉課	指定権者
①	例外的な取扱いを受けたい者について、指定権者へ届出書を提出（様式19及び19-1）		
②		受付から約1週間を目途に写しを返却	届出書（様式19及び19-1）の内容を審査し、要件を満たす場合は受付印を押印。写しを返却。
③		実践研修募集開始	
④	実践研修申込届出書（様式19-1）の写しを提出		
⑤		研修申込内容と届出書（様式19-1）を踏まえ受講決定	
⑥	実践研修受講		

様式掲載ホームページ

〔障害福祉〕障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

サービス管理責任者等実践研修の受講にかかる実務経験（6ヶ月以上）の指定権者への届出方法について

URL

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html>

8. サービス管理責任者等の制度変更について

(3) やむを得ない事由による措置について

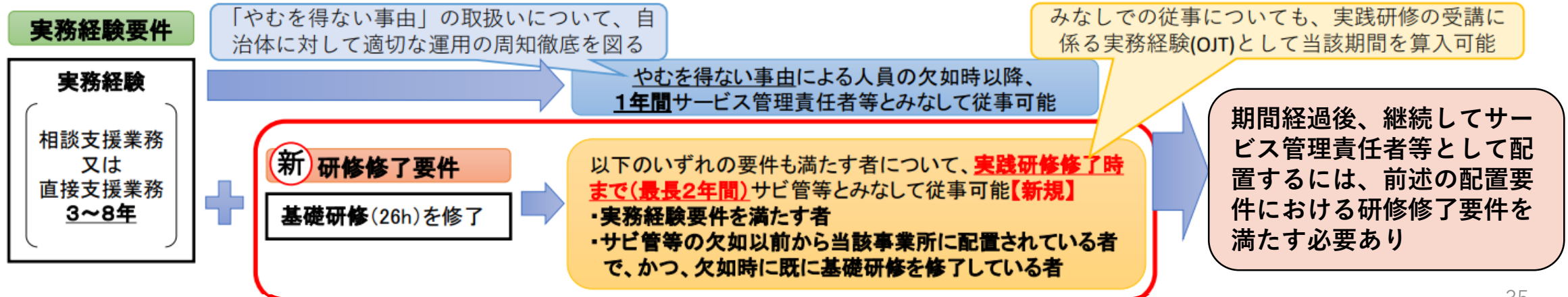
やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等を欠いた日から1年間、実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、（事前相談必要）これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等を欠いた日から2年間）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ①実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ②サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

例外的な措置（やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いている場合）

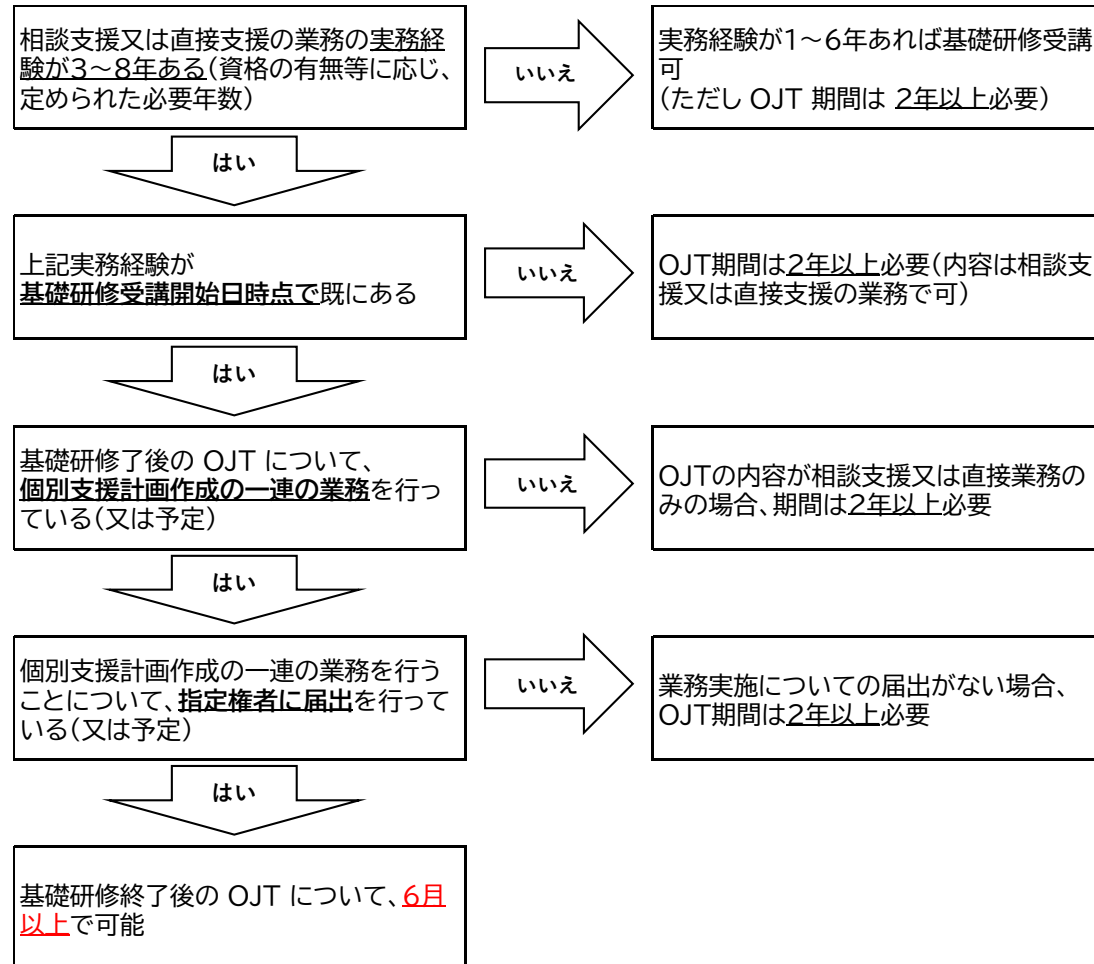
○ 実務経験要件を満たし、人員の欠如時に既に基礎研修修了者である者をサービス管理責任者等とみなして配置する場合は、**実践研修修了時まで**みなし配置を可能とする（最長2年間）。



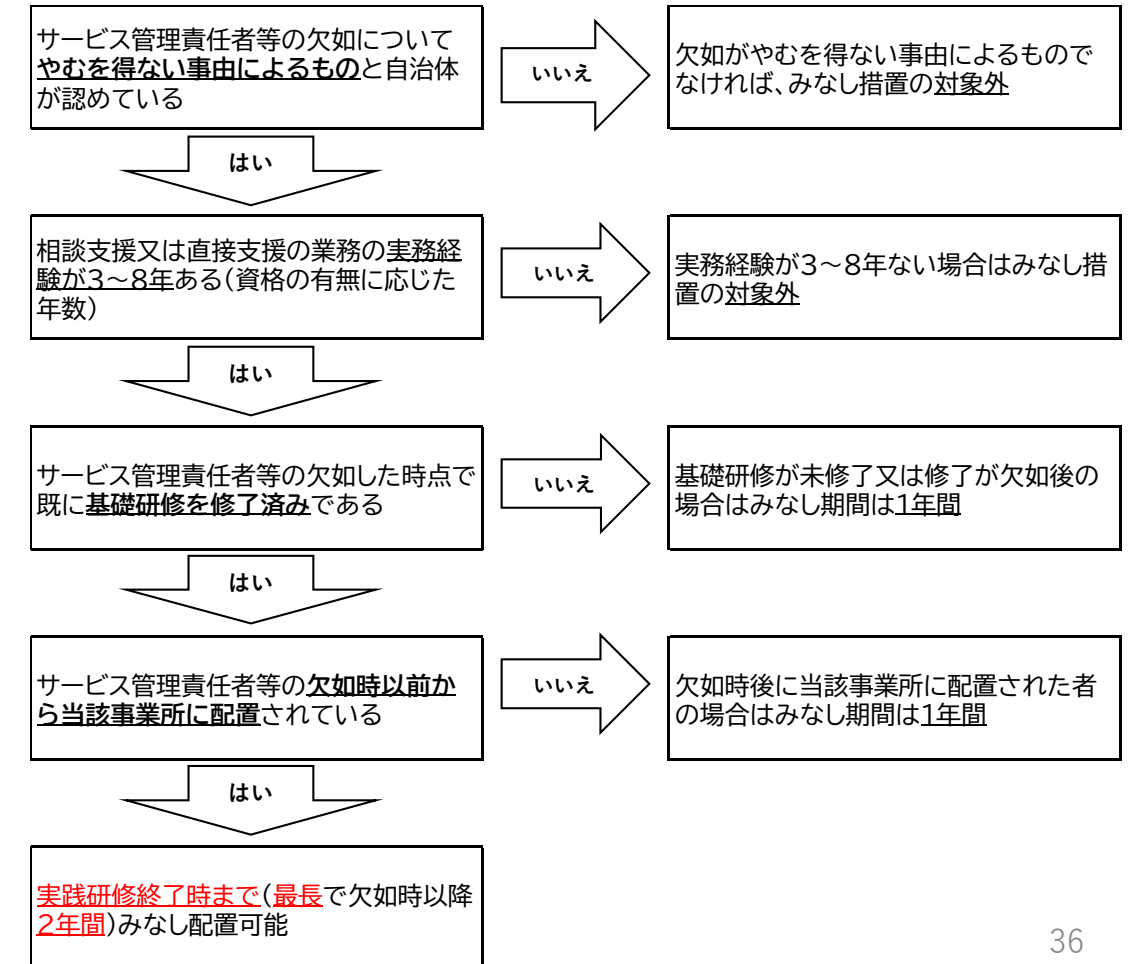
8. サービス管理責任者等の制度変更について

(4) フローチャートの活用

OJT期間6月以上で可能な場合の確認 フローチャート



2年間のみなし配置が可能な場合の確認 フローチャート



8. サービス管理責任者等研修制度の変更について

(5) 制度変更に関するお問い合わせ

留意事項について

・お問い合わせについては、前述のフローチャート、厚労省等が発出している告示やQ & Aを事前に確認いただいた上でご連絡くださいますようお願いいたします。

・参照すべき文書等

①サービス管理責任者等に関する告示の改正について

こども家庭庁支援局障害児支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡令和5年6月30日

②サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡令和5年3月31日

・姫路市ホームページURL

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html>

9. 障害児通所支援事業所における加算について

(1) 加配加算に関する運用見直しについて

この度、児童指導員等加配加算（他の加配加算も同様）の加配の常勤換算の考え方について、従来の運用を見直すことといたしました。

経過措置期間として**令和5年度（令和6年3月末）までは従来の運用を可能**とし、令和6年度（令和6年4月1日）以降は上記運用は認められなくなりますので、該当する事業所においては余裕を持った人員配置の変更等の対応をお願いいたします。

○従来の児童指導員等加配加算の加配の常勤換算の考え方について

【例示：定員10人の事業所の場合の人員基準】

人員基準①：1人は常勤で配置

人員基準②：サービス提供時間を通じて2人を配置

人員基準①の常勤職員1人以外の人員基準②の従業者についてサービス提供時間を除いた営業時間帯の勤務時間を、児童指導員等加配加算の常勤換算数に加えることができます。

ただし、日ごとでサービス提供時間内に勤務していない職員については、当該加算の常勤時間数に加えることはできません。

9. 障害児通所支援事業所における加算について

(2) 従来の運用

従来の運用

【例示：定員10人、営業時間9時～18時（常勤週40時間）、サービス提供時間10時～17時】

常勤職員A…人員基準要件の常勤職員1人

常勤職員B…他の人員基準の従業者

Bにおける営業時間とサービス提供時間の差2時間×稼働日20日＝40時間を加配加算の常勤換算数に算入可能

区分	職種 (資格) 区分	資格等 証明書 添付 チェック 欄	勤務形 態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週							月計	勤務時間の状況		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	4週 合計	週平均 勤務時 間	常勤換 算後人 数					
					金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日								
直接支援職員	人員基準に該当する職員	児童指導員	☐	常勤専従	A	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	168:00	160:00	40:00	1.0		
		児童指導員	☐	常勤専従	B	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	168:00	160:00	40:00			
			☐																																0:00	0:00	0:00						
		サービス提供時間内における配置実人数		10時00分～17時00分	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	14:00	13.33	3.33						
	上記以外の加配職員	児童指導員	☐	非常勤	C	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	42:00	40:00	10:00	0.2			
		児童指導員	☐	非常勤	D	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	105:00	100:00	25:00	0.6			
			☐																																0:00	0:00	0:00	0.0					

常勤換算で1.0以上とするには、残り20時間必要であるが、Bの該当時間を加え、要件を満たすことになる。

シフト区分①9：00～18：00（1時間休憩）②10：00～12：00③13：00～18：00

9. 障害児通所支援事業所における加算について

(3) 今後の運用

今後の運用

【例示：定員10人、営業時間9時～18時（常勤週40時間）、サービス提供時間10時～17時】

常勤職員A…人員基準要件の常勤職員1人

常勤職員B…他の人員基準の従業者

C、Dの勤務時間のみでは常勤換算で1.0以下のため、加配加算非該当

区分		職種 (資格) 区分	資格 等証明 書添付 チェック 欄	勤務形 態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週			月計	勤務時間の状況			
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		4週 合計	週平均 勤務時 間	常勤換 算後人 数	
						金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
直接支援職員	人員基準に該当する職員	児童指導員	☐	常勤専従	A	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	168:00	160:00	40:00	1.0
		児童指導員	☐	常勤専従	B	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	① 8:00	休 0:00	休 0:00	168:00	160:00	40:00	
			☐																																		0:00	0:00	0:00	0.0	
		サービス提供時間内における配置実人数			10時00分～17時00分	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2	0	0	14:00	13.33	3.33	2.0	
	上記以外の加配職員	児童指導員	☐	非常勤	C	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	② 2:00	休 0:00	休 0:00	42:00	40:00	10:00	0.2
		児童指導員	☐	非常勤	D	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	③ 5:00	休 0:00	休 0:00	105:00	100:00	25:00	0.6
			☐																																		0:00	0:00	0:00	0.0	

常勤換算で1.0以下のため、要件を満たさなくなる。

シフト区分①9：00～18：00（1時間休憩）②10：00～12：00③13：00～18：00

10. 生活介護事業所における医師配置について

(1) 人員基準上の医師配置について

この度、生活介護事業所又は生活介護を行う障害者支援施設における人員基準上の医師配置について、どの程度の勤務実態をもって医師を配置していると判断されるかの基準を明確にしました。

令和6年度（令和6年4月1日）以降は下記のと通りの運用を行いますので、該当する事業所においては令和5年度（令和6年3月末）まで経過措置期間を設けますので、余裕を持った人員配置の変更等の対応をお願いいたします。

令和6年4月1日以降の取り扱い

医師の配置について

医師が健康管理や相談、診療等のため**毎月1回以上の勤務**を行っていること。

10. 生活介護事業所における医師配置について

(2) 配置上の注意及び医師未配置減算について

配置上の注意点

- ・雇用契約又は嘱託医契約を締結し、出勤簿等で出勤したことが分かるようにすること。
(協力医療機関としての巡回等では配置としてみなさない。)
- ・日常生活上の健康管理及び療養上の指導とは事業所内の感染症対策をはじめとした衛生面の管理状況のチェック、改善指導等も含まれます。
- ・日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行った記録を残すこと。

医師未配置と判断される例

- ・医師を配置せず、診療や健康診断のために協力医療機関へ利用者を連れていく。
- ・医師が年に数回、健康診断や予防接種のために来所し、診療等を行う。
- ・嘱託医契約はあるものの、毎月は勤務実態がない。

報酬算定に関する届出について

医師未配置減算に該当する場合は令和6年3月31日までに介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書を提出すること。

1 1. 共同生活援助の運営について

手引きの活用をお願い

共同生活援助の新規開設事業者の急増、既存事業者からの問い合わせ、利用者からの苦情等の増加を受け、遵守すべき基準、運営上の留意事項等の周知を目的に手引きを作成しました。必ず内容をご確認いただき、事業所運営に反映してください。

共同生活援助事業（グループホーム）について

姫路市役所 監査指導課
(2023年9月現在)

目次

1. 指定基準について（留意事項）
2. 運営上の留意事項
3. 報酬請求上の留意事項
4. その他

1

詳しくは姫路市ホームページ掲載資料「共同生活援助事業（グループホーム）について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

1 2. 事務連絡

(1) 姫路市からの情報発信（ホームページ）

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html>



障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係

※ 新規指定・指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002509.html>



障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

※障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等が事業所の指定申請、指定変更等を行う際に使用する書類の様式を公開しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/00000023784.html>



1 2. 事務連絡

(2) お問い合わせについて (お願い)

- ・事業所の指定基準や報酬関係等に関する質問については、できるだけメールまたはFAXを活用してください。質問にあたっては、質問票をご活用くださいますよう、お願いします。
- ・質問内容については、事業所においてあらかじめ指定基準、報酬告示、Q & A等を確認・把握をしていただき、なお不明な点に限定して質問してください。
- ・質問に対する回答は、当課で確認後、メールまたは電話で回答します。
質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・電話での問い合わせ又は面談予約なく当課を来訪しての問い合わせは、担当者が不在で回答できない場合があります。
- ・障害福祉サービス等の事業者からの問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、ご協力をお願いします。

姫路市 監査指導課 障害指定担当

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020301.html>
メールアドレス syougai-kansashido@city.himeji.hyogo.jp
ファクス 079-221-2487



ご清聴ありがとうございました 参加報告書を提出してください

参加報告書の回答をもって、集団指導を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の实地指導の優先対象として考慮いたします。**

集団指導の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

